

## 小金井市地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書（案）

### 1 件名

小金井市地域公共交通計画策定支援業務委託

### 2 履行期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 業務目的

本市における、コミュニティバス再編後（令和4年8月再編計画策定）の市内の地域公共交通の在り方を示すとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築し、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー・その他の交通体系全体を活用して、市民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させることを目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」を策定する。

### 4 業務内容

#### (1) 計画準備

本計画の主旨及び本支援業務の内容を十分に理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

#### (2) 地域公共交通活性化協議会の開催支援

計画案の内容について審議を行う地域公共交通活性化協議会の開催支援を行う。協議会の事前打合せ、協議会の資料作成・印刷、協議会議事録の作成を行う。協議会の実施回数は令和5年度に3回、令和6年度に4回を想定する。

また、協議会の運営に伴い関係事業者等との調整事項が必要となった場合には、その実施について支援を行う。

#### (3) 地域の現況整理

地形や人口動向、人口分布、施設配置、人の移動特性等、小金井市の地域特性を把握・整理する。

また、鉄道、民間路線バス、コミュニティバス、タクシー、シェアサイクル、自家用有償運送、送迎バス等のサービス状況や利用状況等、公共交通の現況について把握・整理する。なお、必要に応じて、ヒヤリングも行うこと。

なお、路線バスの利用状況について、交通事業者からのデータ提供を受け、利用状況等を把握・整理する。

#### (4) 関連計画の整理

##### ア 上位関連計画の整理

国や都が定めた関連する計画、既存の小金井市における各種計画等を確認し、本計画と関連する事項を整理する。

##### イ 最新の社会動向の整理

公共交通等に関連する社会動向や社会的ニーズの変化、新たな技術の状況等

についても情報収集を行い整理する。

(5) 地域住民のニーズ調査

ア 市民アンケート調査の実施

地域住民の現在の移動状況やそれに対する課題、ニーズを把握するため、市民アンケート調査を実施する。

① アンケート調査票の作成

アンケート調査の実施にあたり調査票を作成する。調査票の設問項目は以下を想定する。

- a 個人属性
- b 外出目的と交通手段
- c 現在の公共交通に対する満足度や課題
- d 公共交通に対する要望

② アンケート調査の実施

作成したアンケート調査票をもとにアンケート調査を実施する。

対象者の抽出及び宛名ラベルの作成、送付用封筒の提供は市が行う。調査票及び返信用封筒の印刷・封入は受託者が実施し、封筒への宛名ラベルの貼り付けは市職員の立ち合いのもと市役所内の会議室で実施する。なお、調査に係る郵送料は、受託者が負担するものとする。

調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為に抽出した市民2,000人とし、対象年齢は18歳以上とする。

③ アンケート集計・分析

アンケート調査結果を入力して集計、分析を行う。

公共交通に対する市民の意見やニーズ、課題等を整理する。

イ 利用者アンケート

公共交通を利用している方を対象に、以下のとおり実施する。

① 路線バス

平日1日間の昼間時間帯において、市内の主要バス停（武蔵小金井駅及び東小金井駅）でバスを待っている人に対して調査票を配布（500部を想定）し、郵送にて回収を行う。

② コミュニティバス（C o C oバス）

平日1日間の昼間時間帯において、市内の主要バス停（武蔵小金井駅及び東小金井駅）でバスを待っている人に対して調査票を配布（300部を想定）し、郵送にて回収を行う。

③ タクシー

平日1日間の昼間時間帯において、武蔵小金井駅及び東小金井駅のタクシー乗り場で利用者へ調査票を配布し、郵送にて回収を行う。また、タクシー事業者の協力を得て、ドライバーから利用者に調査票を配布してもらい、郵送にて回収を行う。（300部を想定）

(6) 地域懇談会等の実施

市内を4地区に分け、以下のとおり開催する。地域懇談会は、ワークショップ

等の手法を用いて参加者が意見を出しやすいように工夫すること。地域説明会は、パブリックコメントの時期に合わせ、計画素案について直接説明し、意見を聴取する機会を設ける。

- ① 第一回地域懇談会（令和5年度に実施）  
アンケート調査とあわせて、地域における交通課題やニーズを確認する。
  - ② 第二回地域懇談会（令和6年度に実施）  
課題に対する対応施策への意見聴取を行う。
  - ③ 地域説明会（令和6年度に実施）  
計画素案について、市民へ説明し意見を聴取する。
- (7) 地域公共交通の現状・問題点、課題の整理  
地域の現状、ニーズ調査を踏まえ、公共交通における現状・問題点を分析し、取り組むべき課題を整理する。
- (8) 地域公共交通計画の基本方針・目標の検討
- ア 基本方針の検討  
問題点・課題及び上位計画等での地域旅客運送サービスの位置づけを踏まえながら、地域旅客運送サービスのあるべき姿を検討し、「基本的な方針」を整理する。

—令和5年度の検討はここまでを想定しています—

#### イ 目標と数値指標の設定

基本的な方針を実現するための目標を設定する。更に目標の達成状況を定量的、客観的に評価するためのデータを収集し、数値指標と目標値を設定する。その際、C o C oバス運行ガイドラインとの整合等に留意する。

なお、数値指標の設定にあたっては、データの取得容易性や取得の継続性に留意して設定を行う。

- (9) 目標の実現のための施策の検討  
目標の実現を見据え、各種施策の検討を実施する。その際、各交通手段の役割や分担等に留意して検討を行う。  
また、施策の実施スケジュールや関連する調整先等についても検討し整理する。
- (10) 計画素案の作成  
上記検討を踏まえ、地域公共交通計画素案を作成する。
- (11) パブリックコメントに関する支援  
市民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施するが、そのための資料の作成及び市民から寄せられた意見への回答支援を行い、必要に応じて計画への反映を行う。
- (12) 計画書の作成  
パブリックコメントを踏まえ、地域公共交通計画の最終案を作成する。また、計画書の概要版（A4サイズで4～8ページ）を作成する

- (13) 検討結果報告書の作成  
各年度の検討結果を取りまとめた報告書を作成する。
- (14) 打合せ  
業務の進捗にあわせて打合せ協議を実施する。  
初回及び各年度2回程度とする。

## 5 成果物

成果物は以下のとおり。成果品は全て委託者に所有、帰属するものとする。

- (1) 令和5年度検討結果報告書 カラー印刷1部  
※令和6年3月31日までに納品すること
- (2) 令和6年度検討結果報告書 カラー印刷1部  
※令和7年3月31日までに納品すること
- (3) 地域公共交通計画 カラー印刷200部、データ（CD-R）
- (4) 地域公共交通計画概要版 カラー印刷300部、データ（CD-R）

## 6 業務上の注意事項

### (1) 業務実施体制等について

中心的な役割を果たす業務責任者又は業務担当者が、平成30年4月1日以降に受託し、既に履行を完了している地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画策定支援の従事実績を持つこと。

### (2) 事務打合せ

受託者は、業務の範囲について市職員との連絡を密にし、かつ、十分な協議を行う等の方法により、業務の目的を達成しなければならない。なお、打合せ結果については、その都度、受託者が作成のうえ市に提出すること。

### (3) 業務報告

受託者は、業務の進捗状況等を必要に応じて、市職員の求めにより提出しなければならない。

### (4) 資料の貸与及び返却

市は、業務に必要な資料、データを受託者に提供するものとする。ただし、受託者は、これらの資料について本契約の履行後速やかに返却しなければならない。

### (5) 守秘義務

ア 受託者は、本契約の履行により知り得た業務の内容を第三者に提供してはならない。また、本契約の履行後又は解除後も同様とする。

イ 受託者は、本契約について、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

ウ 受託者は、本契約を履行するうえで個人情報を取扱う場合は、別添「個人情報取扱特記事項」に掲げる事項を遵守すること。

### (6) 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに市職員と協議のうえその指示に従わなければならない。

- (7) 本業務の実施、検討にあたっては最新の関係法令等を遵守すること。
- (8) 本事業の実施、検討にあたっては、協議会や地域懇談会に加え、必要に応じて事業者等との個別協議を実施し、市民や関係者の意向に十分配慮すること。